

# 手足示利手印

1

京東

### 定價金三錢

高麗開治年十月廿五日 木曜日 第五百號 日刊休刊日

○陸軍省達甲第三十八號　　府　縣  
先般達甲第三十四號ナ以ア陸軍軍醫講習生徒志願ノ者ニ  
本月十五日迄ニ軍醫本部ヘ可頗出旨相達置候成尙本月二  
十一日迄延期候條此旨相達候事

○陸軍省達乙第百九號　　陸軍卿大山　巖

明治十六年十月廿四日　　（別冊略ス）

○陸軍省達乙第百十號　　陸軍卿大山　巖

陸軍監獄署官員服装概則別冊之通相定候條此旨相達候事

但明治九年九月達第百四十九號達ハ廢止ト可相必得候事

明治十六年十月廿四日　　（別冊略ス）

○陸軍省達乙第百十二號　　陸軍卿大山　巖

先般軍醫講習生志願ノ者ハ各所管ニ於テ入學届書取扱メ  
本月十五日迄ニ軍醫本部ヘ送附可致旨相達置候處尙本月  
三十一日迄延期候條此旨相達候事

明治十六年十月廿四日　　陸軍卿大山　巖

○東京府布達甲第五十八號　　陸軍卿大山　巖

烟草帶印紙之儀自今兩側餘白ヲ縮小シ幅一寸四分ニ製造  
相成候但當分在來之印紙取交セテ使用スヘシ

右布達候事

明治十六年十月廿四日　　東京府知事代理

任根室縣少書記官　函館縣龜田上磯郡長　廣田　千秋

時　事　新　報

○明治十六年九月二十日　　東京府少書記官銀林綱男

任歩兵中尉　步兵少尉正八位勳六等　井波　鶴  
任歩兵中尉　步兵少尉正八位　乾　金義

○明治十六年十月廿三日　　上山　惟清

任判事　正七位

○明治十六年十月四日　　上山　惟清

○明治十六年十月廿四日　　東京府少書記官銀林綱男

朝鮮國ニ於テ日本人民貿易ノ規則并ニ稅則  
(昨日ノ續キ)

米國政府ハ近時專ラ貿易保護稅ノ說ニ熱心ナ自國ノ稅關ニ  
於テ輸入稅則ノ高貴ナル常ニ他國人ノ耳目ヲ驚カズ所ナ  
ナル故ニ己レノ欲スル所他人ナシテ施ス所ナカラシメ  
ントスルモ餘ニ明白々地ニ道理ヲ輕蔑シテ顧ミル所ナ  
キニアラズ加之米國人ノ東洋貿易ハ口下尙未ダ甚ダ  
廣大ナラズコレヲ英國人ノ貿易ニ比スルニ尙水幾等ノ下  
ノ高貴ナルナ見テモ冠メテコレニ厭從セントスルノ意味  
ナキニアラズ加之米國人ノ東洋貿易ハ口下尙未ダ甚ダ  
廣大ナラズコレヲ英國人ノ貿易ニ比スルニ尙水幾等ノ下  
ニ位スルモノナルガ故ニ隨ナ海關稅率ノ高トハ未ク以テ  
所ノ稅率ノ高下ナ以テ直ナニ其義勇ナサ街フコナント斯古スベカラズ  
合ヒ或ハ此等ノ場合アリトスルモ日本米國各自議定スル  
ニ稅則ヲ議定スルニ當リテモ頗ルニ足ラザルナリ此等理  
由ノ存スルアルガタメニ今開米國政府カ朝鮮貿易規則并

限リニアラザルト我輩ノ辨才候タズレア甚ク明白ナル  
シ米國ニシテ若シ朝鮮海關ノ稅率ノ高下ニ争ハザルトア  
ラソニハ其爭ハザルハ義心甚ダ高キガタメニアラズレシ  
朝鮮ニ對シテ自家ノ利害ナ感スルト尙キ甚ク淺少ナルコ  
ナ禮スルニ遇キザランノミ  
米國ノ情實既ニ斯ノ如シ故ニ朝鮮貿易ノ課稅ノ多少ハ夫  
タ以テ彼レガ實際ノ利害ニ影響スル所アルニ足ラザル  
シト雖セ我日本ハ則チ然ラズ昨年七月京城事變ノ前釜山  
國ナリシ況ヤ近來仁川ノ開港アリ又楊華鎮ノ開市アリ加  
フルニ近時朝鮮人心ノ外國交際ニ傾斜スルノ急ナル千右  
未曾有ノ折柄ナレバ日本人ガ朝鮮貿易上ノ利害ハ日ニ益  
重大ノ点ニ達シツ、アルモノト云ハザルナ得ズ然ルコト  
日本人ニシテ其實易ノ輸出ニ從價五分ヲ課稅シ其輸入ニ  
五分八分一割ニ割乃至三割ヲ課稅スルト承諾シタルハ  
其義真實ニ天下無双ナリト稱シテ不可ナカルベシ試ニ  
願ミテ自家海關ノ稅則ナ見ルベシ二三十年前當時當路ノ  
達識即チ今日ノ宿老輩ノ不案内ナ利シ厥米各國人ハ勝手  
ニ我海關ノ稅率ヲ低減シ其名ハ當初ニ在テ輸出入品共ニ  
從價五分ノ稅率ナリシモノ今日ノ實際ハ或ハ三分四分ニ  
下リ五分ノ實ヲ保ツモノ逆ハ僅カニ指ナ屈スルニ過キザ  
ルコトナレリ是將ク文明國ノ不文明國ニ接スルノ法力然  
ラバ則チ日本人ガ朝鮮人ニ對スルヨモ其輸出入稅ハ多ク  
モ五分ヲ超ルトナカラシメタリトテ天下爲メニ一句ノ不  
ノ字ナ唱フル者ナカルベシコレナ反古スレバ朝鮮ノ海關  
稅率ヲ五分ニ定ムルハ日本人ノ權利ナリト云フモ敢テ不  
可ナカルベキナリ然ルナ今五分ニ定メズシテ五分以上三  
割マデニモ定メタルハ日本人ノ義心ナリト云ハズシテ將  
タコレナ何トカ云ハシヤ實ニ日本人ハ道徳堅固ノ君子ナ  
リト云テ愧ヅル所ナカルベシ  
斯ノ如ク觀察スレバ一應日本人ノ道徳心ナ見ルニ餘リア  
リト雖モ又一步ナ退ケテ熟考スルカハ未タ必ズシモ然ラ  
ザルモノアリテ存スルガ如ク然リ何トナレバ此道徳心ナ  
シテ果シテ其効ナ永久ニ保タンシベキ見込アルモノナラ  
シメバ則チナ可ナリト雖ニ其實際ニ於テハ逆モ永續ノ見込  
アルモノトスルヲ得ザレバナリ我輩が昨日ノ紙上ニ論  
スル如ク支那ノ水陸貿易章程ヲ實行シテ輸出入共ニ五分  
稅ト爲シ或ハ米國ノ新約定ニ於テ五六分稅ト定マルトモ  
アフンニヘ今回議定允准ノ日本人民貿易ノ規則並ニ稅則  
ハ忽ナ其効ナ失フノ恐甚ダ大ナリ殊ニ近來ハ英佛露獨何  
レモ皆朝鮮ト交際スルノ意アリテ其用意ナ息ラザルコ  
世人ノ熟知スル所ニシテ就中英國ハ昨年以來度々使臣ナ  
ダ議定批准ニ至ラズ近日ハ又新任北京公使バークス氏ガ

朝カラ漢城ニ到リテ處理スル所アラントスル金アリ。シテ  
鮮へ向ケ出立シタリト云ヘリ英韓條約ノ斯ク手間取ル夙  
由ナ聞クヨ英國政府ノ要求スル所ハ朝鮮海關稅則ナ支那  
異存ナဟへ爲メニ議事ノ運ビ歩々シカラザルナリトノ處  
アリ此言果シテ事實ナルヤ否ヤ知ルベガラズト雖ニ英國  
人民全體ノ舉動ニ照ラシテ觀察スル所ハ當ラズト雖ニ必  
ズ事實ニ遠カラサルノ說ナルベント信ズルナリ英國ト朝  
鮮ト應對スルハ魔ト雀トノ問答ノミ魔ニシテ既ニ決心ス  
ル所アラソニハ何ゾ雀ノ利害喜憂ナ問ハシヤ若シバーク  
ス公使ナシテ直接ニ此局ニ當ラシメハ米國產ノ石炭油ハ  
五分稅ニシテ英國製造ノ金币ハ八分稅タルナ見テ默々スル  
ノ人コアラザルベシ左スレバ英韓條約成ルノ日ハ即ナ日  
本ノ官民ガ日韓貿易規則第四十二欵ノ「現時若クハ後來  
朝鮮政府何等ノ權利特典及ビ惠政恩遇ニ論ナク他國官民  
ニ施及スルモノアラバ日本國官民モ亦猶豫ナク一體均霑  
スルナ得」トノ明文ニ依テ英國人ノ擇取シタル權利恩惠  
ナ相伴スルノ日ナルベキヤ甚ダ明ナリ果シテ然ラバ朝鮮  
人ナシテ日本國人ナ評シ道徳堅固ノ君子ナラズシナ小智  
惠ノ利キタル小山師ナリト吉ハシムルモ疑似ノ事跡ノタ  
メニ頓ニ辨解ノ旨葉ナキナ苦シムナルベシ  
人或ハ曰ン今回朝鮮ノ海關稅率ヲ一割二割乃至三割コシ  
タルハ一時日本人民ノタメニ辛苦タルベキノ事情アラン  
然レニ顧ミテ日本全体ノ利害ナ慮ニ見ルベシ條約改正未  
タ成ラズ關稅ノ增加ハ英國以下歐洲諸國コレニ同意ナ表  
スルモノナシ此際日本ハ小弱ノ朝鮮ニ對シテ大ニ義氣ナ  
示シ其稅則ヲサヘ成ルベク高度ニ据ヘ置クキハ英國以下  
諸國モ今ハ日本ノ條約改正ニ對シ口ニ藉テ關稅ノ增加ナ  
拒ムベキ工夫ナカルベシト此說ハ唯人間世界ノ實情ナ知  
ラザル君子ト山師ト混合ノ空想論ナリ苟クモ西洋ノ事情  
ナ聞見シタル人ナラソハ斯ル空想論ナシテ空中樓閣  
ノ希望ナ懷クコナカルベシ英國人等ノ眼中何ノ日韓條約  
アラン何ノ貿易規則アラン唯自國ノ實利是見ルノミ我輩  
ハ斯ル空想空望ノ空タル所以ナ契々辨説スルナ要セズト  
信シ唯茲ニ斯ル政略ノタメ朝鮮貿易規則ノ議定アリシ  
アラズト斷言シテ止マンノミ

菊の御宴を開かせ  
題にて詩文和歌を  
使并に其夫人を召  
筈にて今より其御  
出されらるよし  
○御靈遷座 故切  
せらるゝに付明日  
ある嵯峨邸より宣  
て同日は赤坂坂自  
御門を過り御靈殿移  
明後廿八日同様遷  
○山階若宮 同苦  
られしよ未だ御仕  
三月に右御宿吉  
○鑿應 伊藤參議  
國新任公使ダヴ  
ヨング氏ダ廣東へ  
との間に周旋して  
ヨング氏ダ廣東へ  
○巡回 芳川内務  
○檜垣君 前號  
日長崎港へ到着し  
り電報ひりたる由  
○出張の命 淄生  
と命せられたり  
○露國代理公使  
使たりしハロンロ  
テ龍勲へ向け出發  
○米國領事 長崎  
府駐在の同國公使  
着京せり尤も用濟  
○檢事出京 京都  
日上京したり